

平成26年度第9回白井市子ども・子育て会議
 摘録

会議名	平成26年度第9回白井市子ども・子育て会議	
日時	平成27年3月23日(月) 午後2時から	
場所	保健福祉センター2階 研修室2	
出席者氏名	委員	金子委員、浅野委員、廣澤委員、田村委員、風間委員、新倉委員、鈴木委員、星委員、嶋本委員、木村委員、堀井委員、森委員
	事務局	健康福祉部 児童家庭課
欠席者氏名	鳥海委員、菅森委員、伊藤委員、駒村委員、穴田委員、田中委員	
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. 議事 (1) 特定教育・保育施設に係る確認について (2) 子ども・子育て支援新制度における白井市の利用者負担について (3) その他について 4. 閉会	
議事内容	次ページ以降の通り	

議 事

1. 開会

2. 報告事項

3. 議事

(1) 特定教育・保育施設に係る確認について

(事務局より説明)

廣澤会長：質問がございましたらお願いいたします。

風間委員：はなぶさ認定こども園の園児募集はいつごろになりますか。

事務局：来年度の募集は保育園と合わせて実施します。

(2) 子ども・子育て支援新制度における白井市の利用者負担について

(事務局より説明)

廣澤会長：質問がございましたらお願いいたします。

風間委員：保育園と1号認定で最も利用が多い階層はどこになりますか。

事務局：前者は、第14階層が一番多いです。後者は、就園奨励費と同様になっていますので、そちらを参考にすることになります。

風間委員：利用者負担について、デメリットとして、幼稚園と保育園で格差が残るということがありますが、市としてはどう考えていますか。

事務局：格差というのは、施設の市税の投入額としての意味になります。実際にいただく額が激変しないようにするのが、現在の市の方針となります。また、幼稚園は新制度に徐々に移行するものと考えており、施設が決めた保育料の平均と市が決めたものが大きく異なるようにするために、市税の投入率を同じぐらいにするのではなく、激変しないようにすることが重要であると考えています。幼稚園の意向も踏まえながら保育料を考えていきたいと思えます。

風間委員：私立幼稚園が施設利用費に移行しないのは、デメリットがあり、新制度に移行することは経営的に負担が大きくなると判断しているのではないかと思います。どちらを使うにしろ、利用者の利用時間によって同じ率の支払いをしていただくのが幼稚園としてはいいのではないかと思います。

事務局：幼稚園は第4階層が最も多くなっています。

風間委員：「子育てしやすいまち」を謳うのであれば、市税を今まで以上に投入していたら、市民は負担が減り子育てしやすくなると思えます。

森委員：新制度の利用者認定のお金の流れを改めて説明していただければと思います。

事務局：新制度に移行して、施設型給付を幼稚園が受け取るようになると、入園料等すべてを含めた保育料を月額で所得によって割引いた金額を収めていただくこととなります。保育料自体が5階層の金額になります。市から払われるのは一人当たりはもっと大きな金額になり、その中の一部を所得階層によって収めていただくこととなります。また、1号認定の保育料は、市内の幼稚園の保育料の平均額から就園奨励費を引いたものになり、所得によって異なります。補助を出すのではなく、あらかじめ差し引いた額を収めていただくこととなります。

森委員：差額によって減った分を幼稚園はどう補うのですか。

風間委員：市から差額をいただくこととなります。市から一人当たりの上限が今より低めに設定されており、差額がどこからも出てこないこととなります。そのため、幼稚園は

この制度に移行しづらくなってしまうと思います。

森 委 員：所得によっては、保育料が上がってしまい、今より負担が増えてしまうのではないのでしょうか。

風 間 委 員：新制度が始まったときには、入園料や給食費や行事費なども含めた形で金額を設定するようになっていきます。

森 委 員：負担の軽減について格差が残ることについて、実際にはどれぐらいの格差があるのでしょうか。

事 務 局：幼稚園と保育園の保育料がことなるので、金額として一概に比べることが難しいですが、市税の投入率で差がある状況です。その中で、幼稚園どうしの間で格差がないようにしていきたいと考えています。

風 間 委 員：幼稚園は階層が5種類に対し、保育園は階層が19種類に分かれています。幼稚園を利用する場合と保育園の短時間利用を使う場合でもかなり金額が変わってくるので、その差がないようにしていただきたいです。同じ税を払う市民で格差がないようにしていただきたいです。

事 務 局：事業所間での格差を解消できるように取り組んでいきたいと思っています。

(3) その他について

(事務局より説明)

廣 澤 会 長：質問がございましたらお願いいたします。

風 間 委 員：近隣の市町村も新制度に則って動きますか。近隣の市町村で新制度に移行する施設がある場合には市内の幼稚園も対応を考えなければいけない。また、会議の回数を年3回とすることになっているが、教育保育施設や地域型保育事業の利用定員をこの会議で定めることになるのでしょうか。

事 務 局：近隣では、八千代市で移行すると聞いています。新制度自体は他市町村でも動き出す予定です。定員は認可施設は各施設で定めていただくこととなります。市で定めるのは、施設型給付と地域型保育給付を行っていくための定員を定めることになり、子ども・子育て会議で諮っていくこととなります。

森 委 員：白井市内在住で、他自治体の施設を利用している場合、どちらの市町村の保育料に基づくのでしょうか。

事 務 局：居住している地域の金額に則ることとなります。認定を市が市民に対して行うこととなります。

廣 澤 会 長：その他、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。ないようですので、議題(3)を終わります。

4. 閉会

(終了)